

家畜共済制度の概要

○ 家畜共済制度は、

① 死亡廃用共済（生命保険に類似した制度）

家畜がと畜される前に、死亡や廃用※となった場合に補償

② 疾病傷害共済（医療保険に類似した制度）

家畜の疾病・傷害についての診療費相当額を補償

で構成されている。

個人又は法人が、家畜の種類ごとに、すべての飼育頭数で加入することが基本。

※「廃用」とは、病気や傷害によって死にひんした状態になったり、乳牛の乳が出なくなるなど家畜として使用する価値がなくなった状態になったりすること。

1 共済目的（家畜共済の対象）

乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚

2 共済金額（補償の最高限度額）

共済金額とは、家畜共済における補償の最高限度額であり、共済価額（農業者が飼養する家畜の価額の総額）に付保割合を乗じて得られる。

$$\text{共済金額} = \text{共済価額} \times \text{付保割合}$$

付保割合とは、保険に付される補償割合であり、最低割合（2～4割（肉豚は4～6割）の範囲内で組合等が定める）以上8割までの範囲内で、農業者が選択する。

3 共済金

家畜に事故が発生した場合、共済掛金等を原資として農家に共済金を支払う。

（1）家畜が死亡又は廃用になった場合に支払われる共済金

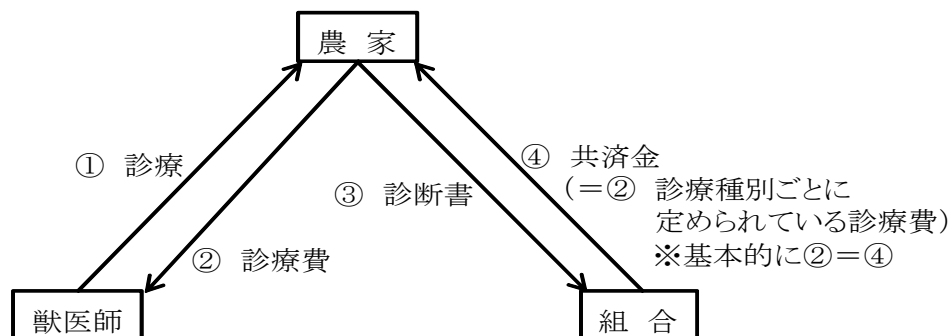
$$\text{共済金} = \text{農家の損害額} \times \text{付保割合}$$

農家の損害額は、家畜の価額から事故家畜に係る肉代、補償金等の収入を控除した金額。

(2) 家畜の疾病又は傷害に対して診療を行った場合の共済金

診療に要した費用を共済金として組合は農家に支払うが、この場合の診療に要した費用は、診療種別ごとに定められている診療点数をもとに算出することとされている。

・診療から共済金受領までの流れ



診療点数とは

- ・人の保険診療と同様に、獣医師が行う診療行為に要する費用を診療内容の種別ごとに点数（1点10円）によって客観的に表示したもの（農林水産大臣が告示）
- ・同一の診療行為に対しては全国一律の点数を適用
- ・薬価基準表（診療点数表付表薬価基準表）は、共済金の支払対象となる医薬品について品名、会社名、規格・包装単位ごとに薬価を示したもの
- ・薬価基準表に収載されている医薬品は薬価を診療点数に加えることができる
- ・診療点数及び薬価基準は、経済事情の変化、獣医技術や医療用器具等の進歩等を踏まえて、3年ごとに改定

$$\text{共済金} = \text{診療点数} \times 10 \text{円}$$

（例）獣医師が筋肉内注射を行った場合

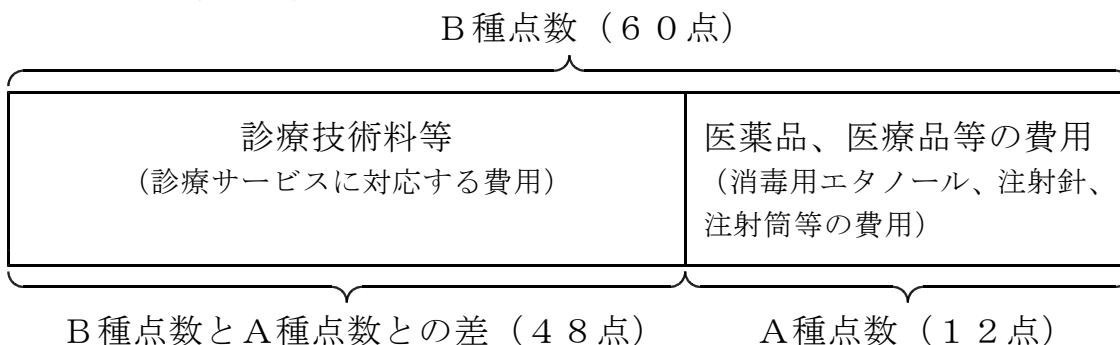
<適用となる種別と診療点数>

種別	診療点数	
筋肉内注射	B種60点	A種12点

B種：診療費全体に対応する点数

A種：診療費のうち医薬品等の直接費に対応する点数

<診療点数の構成>



4 共済掛金

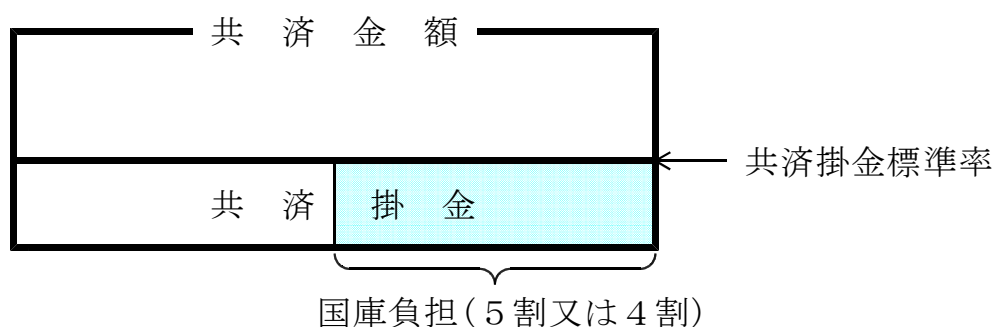
共済掛金は、家畜に共済事故があった場合に、農家に支払われる共済金の原資となるものであり、牛及び馬に係る共済掛金の5割、豚に係る共済掛金の4割を国が負担している。

農家が組合等に支払う共済掛金の額は、補償の最高限度額である共済金額に共済掛金率を乗じて算定する。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

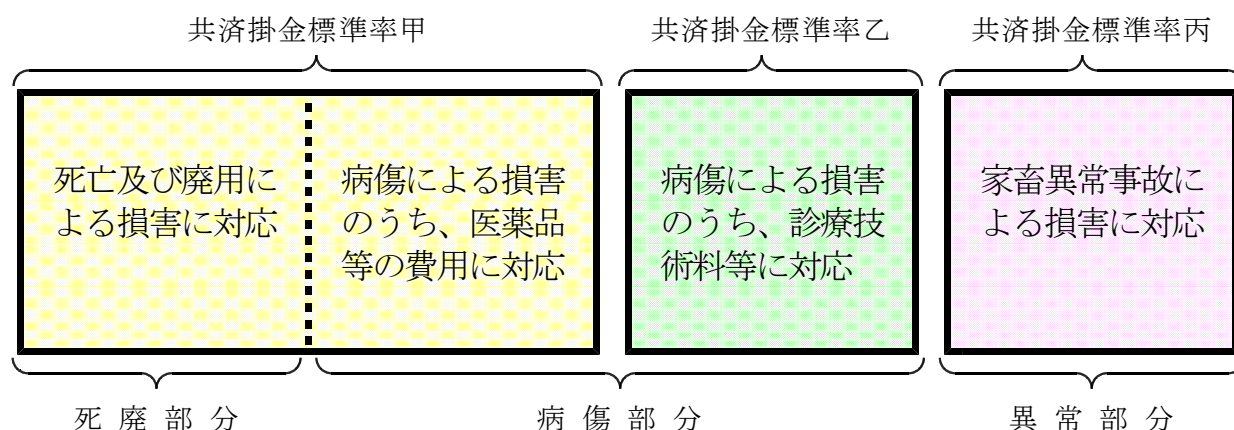
(注) 共済掛金率は、農林水産大臣が定める共済掛金標準率を下らない範囲内で組合等が定める。

なお、共済掛金標準率は、共済事故が発生する確率に対応する率として被害率の実績を基礎として算定され、3年ごとに一般に改定される。



※ 組合等が共済掛金標準率に対して共済掛金率の上乗せをした場合でも、国庫補助は共済掛金標準率の部分のみが対象。

共済掛金標準率は、対象となる損害の種類に応じて、3つの区分（甲、乙、丙）ごとに設定する。



(注) 「家畜異常事故」とは、家畜の法定伝染病や、激甚災害法等の天災による死亡及び廃用事故のことであり、一度発生すると大きな被害をもたらす事故のことである。